

Information 健康福祉課・こども家庭課

## 令和6年度 広野町物価高騰対応重点支援給付金 (住民税非課税世帯分) および広野町物価高騰対応 低所得世帯緊急支援補助金のご案内

物価高の影響を受ける低所得世帯に対する支援として、令和6年度住民税非課税世帯を対象に1世帯あたり3万円を支給し、そのうち子育て世帯については、子ども(18歳以下)1人あたり2万円を加算支給します。

また、当該給付金支給対象世帯に『令和6年度広野町物価高騰対応低所得世帯緊急支援補助金(6千円補助金)』も併せて支給します。

### ■支給対象世帯

(1) 住民税非課税世帯向け給付

**令和6年12月13日時点で広野町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯**

※令和6年度住民税とは、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入額に基づき計算された税のことを指します。

※令和6年度住民税が課されている者から扶養される者のみで構成された世帯は対象外です。

(2) こども加算給付

**(1)のうち、18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の子どもを扶養または監護している世帯**

※基準日(令和6年12月13日)の翌日から令和7年3月31日までに生まれた子どもも加算対象となります。

### ■支給額

(1) 住民税非課税世帯向け給付：3万6千円  
(1世帯あたり)

(2) こども加算給付：2万円(子ども1人あたり)

### ■給付金の支給手続き

**①令和5年度または令和6年度に給付金を受給している世帯および公金受取口座を登録している世帯**

⇒2月中旬以降、対象となる世帯へ広野町より「支給のお知らせ」を送付しております。

●原則、給付金の受け取りに際しての手続きは不要です。

**②広野町で口座情報を確認できない世帯**

⇒2月中旬以降、対象となる世帯へ広野町より「申請書」を送付しております。

●申請書へ必要事項を記載し、添付資料と一緒に広野町健康福祉課までご提出ください。

**③令和6年度分の住民税未申告者等がある世帯**

●給付金を受け取るには、税申告等の手続きが必要です。

●税申告等により新たに本給付金の該当となった場合は、広野町健康福祉課までご相談ください。申請書をお送りいたします。

●申請書へ必要事項を記載し、添付資料と一緒に広野町健康福祉課までご提出ください。

### ■受付期間

令和7年3月31日(月)まで

### ■手続き先

必要書類を役場担当課窓口まで直接または郵送でご提出ください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

◎広野町役場 出納室

◎コンビニエンスストア

■口座振替日 あぶくま信用金庫

令和7年3月31日(月)

その他の金融機関

令和7年3月27日(木)

※口座振替については、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

Information 町民税務課

## 国民健康保険税は3月31日が納期限です

国民健康保険税(9期)の納期限は、次のとおりです。

■納期限 令和7年3月31日(月)

■納付場所 ①あぶくま信用金庫 本・支店

②福島さくら農業協同組合 本・支店

③東邦銀行 本・支店

④いわき信用組合 本・支店

⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店

⑥福島銀行 本・支店

⑦大東銀行 本・支店

Information 健康福祉課

## 原子力災害被災地域における医療・介護保険料など 減免措置に係る令和6年度以降の取扱い

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料(税)の免除措置について、一定以上の所得者を除き継続されております。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「[第2期復興・創生期間]以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされております。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和6年度以降の取扱いは右のとおりとなります。

■平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった方(または世帯)(※)

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料(税)**

令和4年度まで・・・全額減免

令和5年度・・・1/2減免

令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金(利用者負担)**

令和7年3月末まで・・・免除継続

令和7年4月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住民票があった方は、減免措置の終了時期が上記とは異なります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 教育委員会学校教育課

## 令和7年度 広野町奨学資金貸与事業のご案内

■奨学資金の額 月額10万円以内

■貸与を受ける人の資格

・専修学校専門課程、短期大学、大学(大学院を除く)に在学していること。

・大学などに合格した際、広野町に引き続き1年以上住所を有していること。

・他の奨学資金の貸与または給与を受けていないこと。

・経済的理由により、修学が困難と認められること。

■申請方法

奨学生願書により広野町教育委員会学校教育課にお申し込みください。

願書は学校教育課でお渡しします。

■受付期限

令和7年5月7日(水)まで ※土日祝日を除く

問 広野町 教育委員会学校教育課

☎0240-27-4166

Information 教育委員会学校教育課

## 令和7年度 広野町育英奨学資金給与事業のご案内

■給与額 月額5,000円

■貸与を受ける人の資格

・広野町に住所を有する人で、高等学校に在学し、能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難と認められること。

・他の奨学資金の貸与または給与を受けていないこと。

■申請方法

奨学生願書により広野町教育委員会学校教育課にお申し込みください。

願書は学校教育課でお渡しします。

■受付期限

令和7年5月7日(水)まで ※土日祝日を除く

問 広野町 教育委員会学校教育課

☎0240-27-4166